

岩手県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき委嘱した少年指導委員の氏名、住所及び活動区域は、次のとおりである。

平成23年5月20日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

氏名	住所	活動区域
鈴木 宣康	盛岡市菜園一丁目3番13号	盛岡東警察署管轄区域